

先端材料技術協会（SAMPE Japan）

規定(内規、細則を含む)

昭和 60 年 5 月 10 日発行
昭和 63 年 7 月 1 日改定
平成 01 年 7 月 21 日改定
平成 13 年 7 月 26 日改定
平成 19 年 6 月 1 日改定
平成 19 年 7 月 26 日改定
平成 20 年 7 月 23 日改定
平成 21 年 7 月 29 日改定
平成 24 年 10 月 31 日改定
平成 27 年 7 月 16 日改定
平成 28 年 7 月 19 日改定
平成 29 年 6 月 22 日改定

目 次

ページ

1. 支部設立規定	1
2. 先端材料技術協会内規	3
3. 国際会議に登録した非会員の正会員化に関する内規	4
【常任委員会運営規定】	
4. 企画委員会運営規定	5
5. 例会委員会運営規定	7
6. コンポジット委員会運営規定	9
7. 会員・広報委員会運営規定	11
8. 規則委員会運営規定	13
9. 財務委員会運営規定	15
10. 表彰委員会運営規定	17
11. 学生委員会運営規定	19
12. 例会委員会内規	21
13. 表彰委員会内規	22
【先端材料技術協会表彰規定】	
14. 先端材料技術協会賞規定	23
15. 論文賞規定	24

16. 製品・技術賞規定	24
17. 功績賞規定	25
18. 奨学賞規定	26
19. 表彰規程 功績賞内規細則	27
20. 学生委員会内規 その1	28
21. 学生委員会内規 その2	28

支部設立規定

本規定は、協会規約第1条第5項の支部の設立について規定するものである。

第1条 常時20名以上の日本地域本部に所属する正会員を有する日本地域内の団体は、役員・理事会の許可を得ることにより、支部を設立することができる。但し、すべての会員は2つ以上の支部に同時に所属することはできない。

第2条 支部は、支部に所属する正会員1名を支部長として選任しなければならない。

第3条 支部長は、支部に関する情報（所在、会員、会員資格）を総務担当役員に提出し、総務担当役員はこれを **Global Secretary** に提出しなければならない。

第4条 支部は、支部行事としてセミナー、シンポジウム、工場見学などの、目的に沿った諸活動を行うことができる。支部行事については、支部所属の会員は無料もしくは支部会員を対象とする規定料金で参加することができる。

第5条 支部は、少なくとも年に1回以上の支部会合あるいはこれに代わる支部行事を行わなければならない。

第6条 支部は、地域本部としての協会の規約および規定に抵触する支部規定および規約の制定や活動を行うことはできない。

第7条 支部は支部員から支部会費を徴収することはできない。

第8条 支部長は、支部活動に必要な経費を財務担当役員に申請することができる。役員・理事会において申請に対する予算化が認められた場合、支部長は中間報告および、年度末に決算案を役員・理事会に報告し、承認を得なければならない。

第9条 支部が1年以上にわたり、第1条、第5条の要件を満たさなかった場合、および第6条を遵守しない場合、役員・理事会は、支部の設立を取り消すことができる。

第10条 支部が、自主的に支部の資格を放棄する場合、支部長は、その趣旨を書面で役員・理事会に提出しなければならない。この場合、支部会員は再び

日本地域本部直轄の会員として割り当てられる。

第 11 条 改定

1. 支部設立規定の改定は、総務担当役員が役員会若しくは、役員・理事会に申請する。
2. 申請を受けた役員会若しくは、役員・理事会は、その検討を規則委員会に付託する。
3. 規則委員長は、規則委員会での検討結果を役員・理事会で報告する。
4. 役員・理事会は、規則委員会の意見を参考に討議し、改定の採否あるいは、改定案の内容を決定する。
5. 会長は、直近の総会において、その審議、決定内容を報告し、承認を得る。

以上

先端材料技術協会内規

第1条 年会費

年会費は下記の様に定める。

- 1) 正会員 12,000 円
- 2) 賛助会員 60,000 円 (1 口当たり)
- 3) 学生会員 2,500 円
- 4) 名誉会員 6,000 円
- 5) シニア会員 6,000 円

第2条 役員費用

- A. 会長：米国及びヨーロッパ以外の海外 SAMPE 支部の国際会議に日本支部代表として出席が必要と判断された場合は、役員会又は役員・理事会の承認を得た上で、旅費等の所要経費として 50,000 円を支給する。なお、経済環境により支給金額の変更を必要とする場合は、役員会の承認を得るものとする。
- B. 会長および国際代表役員：先端材料技術協会規約 第 8 条第 4 項 C で規定されている往復航空運賃は、下記の様に定める。
- 1) SAMPE 本部総会および Cabinet Meeting が、
 - * 米国西部で開催される場合、 70,000 円
 - * 米国東部で開催される場合、 100,000 円
 - 2) 米国の東部は、Central Time Zone の以東として規定されるものとする。
 - 3) ヨーロッパ SAMPE 国際会議ならびに、その際開かれるヨーロッパ支部との会合に出席の場合は、120,000 円とする。
 - 4) 経済環境により上記金額の変更を必要とする場合は、役員会の承認を得るものとする。
- C. 先端材料技術協会規約 第 8 条第 4 項 D で規定されている旅費については、在住場所から会場までの交通機関の距離が 20Km 以上あるケースに限り、合理的な経路での往復交通費を支給する。

以上

国際会議に登録した非会員の正会員化に関する内規

本規定は、協会規約第2条第2項 D.の、国際会議に登録した非会員を正会員または学生会員とすることについて規定するものである。

1. 北米地域本部 (North America Region) が主催する SAMPE, SAMPE Tech, CAMX 等の国際会議に参加登録した非会員は、事後 1 年間、SAMPE Japan Region (日本地域本部) 管轄の Member として SAMPE 本部に登録され、日本地域本部としての協会 (総務担当役員) に情報が届く。

登録情報を得た総務担当役員は、速やかに会員・広報担当役員を通じて当該 Member に対して、協会会員となる資格が得られた旨を通知し、協会会員としての登録を促す。

登録を完了した Member は、会員資格に応じて本協会の正会員または学生会員となることができる。この際、国際会議の開催時期が 3 月以前の場合には登録年度の、4 月以降の場合は次年度の会費を免除する。

(日本地域本部としての「事後 1 年」の定義を明確化し、協会年度との整合を取る)

なお、北米地域本部より協会に情報が届く以前に、当該非会員より資格の申し出があった場合は、会員・広報担当役員によって国際会議への参加登録の事実が確認できれば、随時会員登録を行うことができる。

2. 協会が主催する JISSE、JISTES 等の国際会議に参加した非会員に対して、会員・広報担当役員は、速やかに協会会員となる資格が得られた旨を通知し、協会会員としての登録を促す。

登録を完了した Member は、会員資格に応じて本協会の正会員または学生会員となることができる。この際、国際会議の開催時期が 3 月以前の場合には登録年度の、4 月以降の場合は次年度の会費を免除する。

3. 協会が主催する海外地域本部および支部が主催する国際会議を訪問する企画としての特別例会に参加した非会員に対して、会員・広報担当役員は、速やかに協会会員となる資格が得られた旨を通知し、協会会員としての登録を促す。

登録を完了した Member は、会員資格に応じて本協会の正会員または学生会員となることができる。この際、特別例会の開催時期が 3 月以前の場合には登録年度の、4 月以降の場合は次年度の会費を免除する。

常任委員会運営規定

企画委員会運営規定

本運営規定は、協会規約第6条第4項、常任委員会の任務に従って定められたものである。

第1条 目的

新規の事業企画を通じて、協会の活性化ならびに拡大、発展を図る事を目的とする。

第2条 構成

第1項 構成

本委員会は、委員長および複数名の委員によって構成される。

第2項 委員長

委員長は、協会規約第6条第1項の手続きにより、会長から委嘱されるものとする。

第3項 委員

委員は、次の委員によって構成される。

1. 委員会代表委員

*例会委員長 *会員・広報委員長 *コンポジット委員長

2. 委員長によって推薦され、会長が承認した複数名の本会会員からなる委員。

第3条 任務

本委員会は、第1条の目的に沿って、次の任務を遂行する。

1. 新規の研究委員会の検討、企画、推進。

2. 新規事業企画（セミナー、講習会等）の検討、企画、推進。

3. 会員増強、会員サービスのための新規施策について、会員・広報委員会との関係のもとでの、検討、企画。

4. その他、必要な諸検討、企画。

第4条 運営

第1項 委員会の開催

委員長は、原則として、3ヶ月に1回、委員を召集し委員会を開催する。

第2項 委員会活動の報告

委員長は、活動内容を取りまとめ、役員会または、役員・理事会および総会で報告する。

第3項 委員会会計

委員長は、財務担当役員の指示に従い、次年度の予算案、中間報告および年度末には、決算案を役員・理事会で報告し承認を得る。

第5条 改定

1. 運営規定の改定は、委員長が役員会若しくは、役員・理事会に申請する。
2. 申請を受けた役員会若しくは、役員・理事会は、その検討を規則委員会に付託する。
3. 規則委員長は、規則委員会での検討結果を役員・理事会で報告する。
4. 役員・理事会は、規則委員会の意見を参考に討議し、改定の採否あるいは、改定案の内容を決定し、承認する。

例会委員会運営規定

本運営規定は、協会規約第6条第4項、常任委員会の任務に従って定められたものである。

第1条 目的

本協会会員相互の情報交換および交流を促進するとともに、協会会員以外の先進材料関係者も参加できる情報交換のための定期的会合(通称：例会と言う)を開催することを目的とする。

第2条 構成

第1項 構成

本委員会は、委員長、副委員長および複数名の委員によって構成される。

第2項 委員長

委員長は、協会規約第6条第1項の手続きにより、会長から委嘱されるものとする。

第3項 委員

委員は、委員長によって推薦された複数名の本会会員を、会長が承認し決定される。

第4項 副委員長

本委員会委員の推薦により、副委員長複数名を置くことができる。

第3条 任務

本委員会は、第1条の目的に沿って、次の任務を遂行する。

1. 委員会の目的達成のための活動計画の討議立案ならびに、役員・理事会への答申。
2. 例会の開催。5~6回/年度の開催を標準とするが、これに限るものではない。
3. 技術・製品紹介、講演会、見学会等の技術情報交換会プログラムの立案。
4. セミナーが開催される場合の、プログラムの立案、講師の選出。

第4条 運営

第1項 委員会の開催

委員長は、必要に応じて委員を召集し委員会を開催する。

第2項 委員会活動の報告

委員長は、活動内容を取りまとめ、役員会または、役員・理事会および総会で報告する。

第3項 委員会会計

委員長は、財務担当役員の指示に従い、次年度の予算案、中間報告および年度末には、決算案を役員・理事会で報告し承認を得る。

副委員長は、例会後、収支決算報告を本委員会に報告する。

第5条 改定

1. 運営規定の改定は、委員長が役員会若しくは、役員・理事会に申請する。
2. 申請を受けた役員会若しくは、役員・理事会は、その検討を規則委員会に付託する。
3. 規則委員長は、規則委員会での検討結果を役員・理事会で報告する。
4. 役員・理事会は、規則委員会の意見を参考に討議し、改定の採否あるいは、改定案の内容を決定し、承認する。

コンポジット委員会運営規定

本運営規定は、協会規約第6条第4項、常任委員会の任務に従って定められたものである。

第1条 目的

コンポジット、主としてプラスチック系コンポジットに焦点を当てて研究、開発、製造、応用等に関する情報収集、情報交換を行うことを目的とする。

第2条 構成

第1項 構成

本委員会は、委員長および複数名の委員によって構成される。

第2項 委員長

委員長は、協会規約第6条第1項の手続きにより、会長から委嘱されるものとする。

第3項 委員

委員長によって推薦された、教育・研究界および産業界からの複数名の本会会員を、会長が承認し決定される。

第3条 任務

本委員会は、第1条の目的に沿って、次の任務を遂行する。

1. 委員会の目的を達成するための、活動計画の討議立案とその実行。
2. 先端材料技術国際会議（Japan International SAMPE Technical Seminar, JISTES）の開催計画の討議立案を行う。
3. 委員会の目的達成のための、他学協会等との共催行事の計画、推進。
4. その他、必要な事項。

第4条 運営

第1項 委員会の開催

委員長は、必要に応じて委員を召集し委員会を開催する。

第2項 委員会活動の報告

委員長は、活動内容を取りまとめ、役員会または、役員・理事会および総会で報告する。

第3項 委員会会計

委員長は、財務担当役員の指示に従い、次年度の予算案、中間報告および年度末には、決算案を役員・理事会で報告し承認を得る。

第5条 改定

1. 運営規定の改定は、委員長が役員会若しくは、役員・理事会に申請する。
2. 申請を受けた役員会若しくは、役員・理事会は、その検討を規則委員会に付託する。
3. 規則委員長は、規則委員会での検討結果を役員・理事会で報告する。
4. 役員・理事会は、規則委員会の意見を参考に討議し、改定の採否あるいは、改定案の内容を決定し、承認する。

会員・広報委員会運営規定

本運営規定は、協会規約第6条第4項、常任委員会の任務に従って定められたものである。

第1条 目的

協会会員の維持発展と、新規会員加入増加のための諸施策ならびに、協会活動が広く産業界、学会などに認知されるための諸広報施策の検討を行う事を目的とする。

第2条 構成

第1項 構成

本委員会は、委員長および複数名の委員によって構成される。

第2項 委員長

委員長は、協会規約第6条第1項の手続きにより、会長から委嘱されるものとする。

第3項 委員

委員は、委員長によって推薦された複数名の本会会員を、会長が承認し決定される。

第3条 任務

本委員会は、第1条の目的に沿って、次の任務を遂行するとともに、役員理事会への答申を行う。

1. 会員の維持発展と、新規会員獲得のための、活動計画の討議立案とその実行。
2. 協会の行事、会議、活動状況などの案内を、随時作成し、広報誌、インターネット、ニューズレター、SAMPE Journal などにより、会員、他に関心を持つ人々、および適当な情報メディアなどに配布する。
3. 2. の活動を円滑に進めるため、SAMPE 本部事務局 (GBO) ならびに本部の関係常任委員会との情報交換に努める。
4. 会員の維持発展と、インターネットを媒体として情報提供するための活動計画の討議立案とその実行。
5. 「先端材料技術協会」ホームページのデータ管理及びメンテナンス業務
6. 上記任務を円滑に進めるため、関係常任委員会との情報交換を行う。

第4条 運営

第1項 委員会の開催

委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

第2項 委員会活動の報告

委員長は、活動内容を取りまとめ、役員会または、役員・理事会および総会で報告する。

第3項 委員会会計

委員長は、財務担当役員の指示に従い、次年度の予算案、中間報告および年度末には、決算案を役員・理事会および総会で報告し承認を得るものとする。

第5条 改定

1. 運営規定の改定は、委員長が役員会若しくは、役員・理事会に申請する。
2. 申請を受けた役員会若しくは、役員・理事会は、その検討を規則委員会に付託する。
3. 規則委員長は、規則委員会での検討結果を役員・理事会で報告する。
4. 役員・理事会は、規則委員会の意見を参考に討議し、改定の採否あるいは、改定案の内容を決定し、承認する。

規則委員会運営規定

本運営規定は、協会規約第6条第4項、常任委員会の任務に従って定められたものである。

第1条 目的

本協会運営の基本となる協会規約を、常に点検、整備するとともに、必要に応じて、その補足、改定に必要な諸手続きの実施と、役員会あるいは、役員理事会へ答申することを目的とする。

第2条 構成

第1項 構成

本委員会は、委員長および複数名の委員によって構成される。

第2項 委員長

委員長は、協会規約第6条第1項の手続きにより、会長から委嘱されるものとする。

第3項 委員

委員は、委員長によって推薦された複数名の本会会員を、会長が承認し決定される。

第3条 任務

本委員会は、第1条の目的に沿って、次の任務を遂行する。

1. 協会規約の点検、整備ならびにその補足、改定に必要な諸手続きの実施。
2. SAMPE 本部の、Global By-Laws, Global Practices (GPs) の整備と管理。
3. 協会（SAMPE 日本地域本部）に関連する GPs の点検と、協会規約との整合性の検討ならびに、その補足、改定についての役員会および役員・理事会への答申。
4. 会長による指示に従って、規約の配布を行う。

第4条 運営

第1項 委員会の開催

委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

第2項 委員会活動の報告

委員長は、活動内容を取りまとめ、役員会または、役員・理事会および総会で報告する。

第3項 委員会会計

委員長は、財務担当役員の指示に従い、次年度の予算案、中間報告および年度末には、決算案を役員・理事会および総会で報告し承認を得るものとする。

る。

第5条 改定

1. 運営規定の改定は、委員長が役員会若しくは、役員・理事会に申請する。
2. 申請を受けた役員会若しくは、役員・理事会は、その検討を規則委員会に付託する。
3. 規則委員長は、規則委員会での検討結果を役員・理事会で報告する。
4. 役員・理事会は、規則委員会の意見を参考に討議し、改定の採否あるいは、改定案の内容を決定し、承認する。

財務委員会運営規定

本運営規定は、協会規約第 6 条第 4 項、常任委員会の任務に従って定められたものである。

第 1 条 目的

本協会の財務計画を立案、実施し、またその運営状況を常時把握、管理し協会の運営に支障を来す事なきよう、必要に応じて適切な処置を取ることにより、協会の健全な運営とその発展を図る事を目的とする。

第 2 条 構成

第 1 項 構成

本委員会は、委員長および複数名の委員によって構成される。

第 2 項 委員長

委員長は、協会規約第 6 条第 1 項の手続きにより、会長から委嘱されるものとする。

第 3 項 委員

本協会の役員全てが財務委員を兼務するものとする。

第 3 条 任務

本委員会は、第 1 条の目的に沿って、次の任務を遂行する。

1. 本委員会の目的達成のための、役員会（財務委員会を兼ねる）での討議による財務方針および、それに基づく運営計画の立案、作成と役員・理事会への答申。
2. 協会業務の委託先である、株式会社ガリレオ（以下ガリレオという）との緊密な関係のもとでの協会の財務管理、会計業務全般の実施。
3. ISO で管轄している協会運営業務、協会主催の国際会議等、各種催事などに関わる会計業務の実施とガリレオへの報告。
4. ガリレオに委託している定常的会計業務と ISO 担当の会計業務の四半期ごとおよび通年の結果の確認および、それらについての役員会、役員・理事会ならびに総会への報告。
5. 決算報告書案、次年度予算案の作成と役員会、役員・理事会および、総会への報告。
6. 決算報告書の SAMPE 本部への報告。
7. SAMPE 本部との取り決めに基づく、協会会員の年会費の一部の、SAMPE 本部への納付の実施。
8. 総会で承認された会計記録は、委員会が責任をもって永久保存し、基金の安全保管についてもその責任を負う。

第4条 運営

第1項 委員会の開催

財務委員会としては、原則として単独では開催せず、役員会または、役員・理事会の開催をもってこれに代える。

第2項 委員会活動の報告

委員長は、定例の役員会および役員・理事会で、四半期ごとの会計報告を行い、また役員・理事会および総会での決算報告書案、それに基づく財務内容改善計画案ならびに次年度予算案について、役員・理事会および総会で報告し、決算報告書の内容について、協会監査役の監査を受ける。

第5条 改定

1. 運営規定の改定は、委員長が役員会若しくは、役員・理事会に申請する。
2. 申請を受けた役員会若しくは、役員・理事会は、その検討を規則委員会に付託する。
3. 規則委員長は、規則委員会での検討結果を役員・理事会で報告する。
4. 役員・理事会は、規則委員会の意見を参考に討議し、改定の採否あるいは、改定案の内容を決定し、承認する。

表彰委員会運営規定

本運営規定は、協会規約第6条第4項、常任委員会の任務に従って定められたものである。

第1条 目的

本協会の運営および発展のために努力した会員の表彰に当たり、その受賞候補者の選出を行うことを目的とする。

第2条 構成

第1項 構成

本委員会は、委員長および複数名の委員によって構成される。

第2項 委員長

委員長は、協会規約第6条第1項の手続きにより、会長から委嘱されるものとする。

第3項 委員

委員長によって推薦された複数名の本会会員を、会長が承認して決定される。

第3条 任務

本委員会は、第1条の目的に沿って、次の任務を遂行する。

1. 表彰規定に基づき、各賞の受賞候補者の推薦書を受け付ける。
2. 受け付けた推薦書を、各賞規定および内規細則に従って精査、選考する。
3. 選考した推薦結果を会長に答申する。

第4条 運営

第1項 委員会の開催

委員長は、必要に応じて委員を召集し委員会を開催する。

第2項 委員会活動の報告

委員長は、活動内容を取りまとめ、役員会または役員・理事会および総会で報告する。

第5条 改定

1. 運営規定の改定は、委員長が役員会若しくは、役員・理事会に申請する。
2. 申請を受けた役員会若しくは、役員・理事会は、その検討を規則委員会に

付託する。

3. 規則委員長は、規則委員会での検討結果を役員・理事会で報告する。
4. 役員・理事会は、規則委員会の意見を参考に討議し、改定の採否あるいは、改定案の内容を決定し、承認する。

学生委員会運営規定

本運営規定は、協会規約第6条第4項、常任委員会の任務に従って定められたものである。

第1条 目的

本協会の学生会員の指導ならびに教育を支援するとともに、学生間の交流、産学交流ならびに国際交流に対する指導および援助を行う事を目的とする。

第2条 構成

第1項 構成

本委員会は、委員長および複数名の委員によって構成される。

第2項 委員長

委員長は、協会規約第6条第1項の手続きにより、会長から委嘱される。

第3項 委員

委員は、委員長により推薦された学生支部支部長ならびに教育界、産業界の本会会員複数名によって構成される。

第3条 任務

本委員会は、第1条の目的に沿い、次の任務を遂行するとともに、その都度、役員・理事会に答申する。

1. 年間活動計画の討議、立案。
2. 国内奨学賞の決定。
3. 米国で開催される SAMPE 国際会議での学生シンポジウムへの派遣学生の選考。(内規その1参照)
4. 学生支部設立の推進と支援。(内規その2参照)
5. わが国で開催される国際会議における、学生シンポジウムの企画・立案、ならびに海外からの派遣学生の受入れに関する業務全般の実施。
6. 協会学生基金の運用（ブリッジコンテストへの派遣、等）

第4条 運営

第1項 委員会の開催

委員長は、必要に応じ、委員会を開催する。

第2項 委員会活動の報告

委員長は、活動内容を取りまとめ、役員会または役員・理事会および総会で報告する。

第3項 委員会会計

委員長は、財務担当役員の指示に従い、次年度の予算案、年度末の決算案

を、役員・理事会で報告し承認を得るものとする。

第5条 改定

1. 運営規定の改定は、委員長が役員会若しくは、役員・理事会に申請する。
2. 申請を受けた役員会若しくは、役員・理事会は、その検討を規則委員会に付託する。
3. 規則委員長は、規則委員会での検討結果を役員・理事会で報告する。
4. 役員・理事会は、規則委員会ならびに学生委員会の意見を参考に討議し、改定案の内容を決定し、承認する。

例会委員会内規

(1) 例会参加費 (円)

<u>例会の種類</u>	<u>会員</u>	<u>例会委員 OB</u>	<u>非会員</u>	<u>学生会員</u>
* 製品／技術紹介	6,000	3,000	8,000	注 1、注 2
* 講演会、見学会	8,000	4,000	11,000	〃
* 共催	調整による。			〃

注1) 学生会員の例会参加費は無料とする。ただし、懇親会に出席する場合は実費を徴収する。

注2) 会場が大学等の教育機関である場合は、その学生は学生会員に準ずる。

注3) 例会委員 OB とは、例会委員を 3 期 6 年以上経験し、且つ、現役を引退した方を言う。

(2) 講師への謝礼 (円)

<u>例会の種類</u>	<u>講師への謝礼</u>
* 製品／技術紹介	なし
* 講演会、見学会	20,000／人
* 共催	調整による。

注) 講師の交通費が、会社等の所属機関から支払われない場合は、謝礼の他に車代を支払う。

表彰委員会内規

(総則)

第1条 協会特別賞、論文賞、製品・技術賞、功績賞、奨学賞の推薦、選考については、先端材料技術協会表彰規定（以下表彰規定という）によるほか、この内規の定めるところによる。

(推薦)

第2条 各賞の受賞候補者の推薦は、表彰規程第6条に基づき3月末日を受け付け期限とする。

- (1) 推薦者の推薦件数は、特に定めない。
- (2) 受賞の対象および受賞候補者の数は特定しない。

第3条 推薦に必要な書類は次のとおりである。

(1) 推薦書 (2) 推薦理由書 (3) 経歴書 (4) 受賞歴（同一または類似の業績で他の賞を受けた事の有無。現在他の賞に推薦されていることの有無。）

(選考手順)

第4条 表彰委員会は少なくとも2回開催し、推薦された受賞候補者の選考を、本協会定例総会の1ヶ月前までに行う。

- (1) 推薦に必要な書類により受賞資格の確認。
- (2) 各賞ごとに内容を審査し、表彰規程第2条に基づき順位づけを行う。

(選考結果の報告)

第5条 表彰委員会は、選考経過とその結果を会長に報告する。

(改定)

第6条 必要に応じて役員・理事会の決定により、本内規を改定することができる。

附則 本内規は平成29年6月22日より施行する。

先端材料技術協会表彰規定

協会特別賞規定

- 1 本賞は、先端材料技術協会の賞として、先端材料技術の分野で、国際的に優れた研究若しくは技術開発の面で大きく貢献した個人又はグループまたは、本協会の発展に運営面、行事面で卓越した寄与を果たした個人またはグループに授与されるものである。
- 2 本賞は賞状ならびに賞牌とする。
- 3 受賞の件数は、原則として毎年1件とする。ただし役員・理事会が認めた場合はその限りではない。
- 4 受賞者の表彰は、本協会の総会又は SAMPE 国際会議において行う。
- 5 受賞の選考は下記による。
 - (1) 推薦書の内容は表彰委員会で精査する。
 - (2) 選考の経過とその結果は、選考報告書として会長に答申される。
 - (3) 会長は候補者について、その選考報告に基づき役員・理事会に諮り受賞の可否を決定する。

附則 1 本規定に定めのない事項は役員・理事会で決定する。

- 2 本規定は平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

論文賞規定

- 1 本賞は、先端材料技術協会の賞として、先端材料に関する科学技術に大きく寄与した論文に対し授与されるものである。
- 2 本賞は賞状ならびに賞牌とする。
- 3 受賞の件数は、原則として毎年1件とする。ただし役員・理事会が認めた場合はその限りではない。
- 4 受賞者の表彰は、本協会の総会又は SAMPE 国際会議において行う。
- 5 受賞の選考は下記による。
 - (1) 推薦書の内容は表彰委員会で精査する。
 - (2) 選考の経過とその結果は、選考報告書として会長に答申される。
 - (3) 会長は候補者について、その選考報告に基づき役員・理事会に諮り受賞の可否を決定する。
 - (4) 受賞の対象となる業績は、原則として最近数年の間に SAMPE 発行誌、SAMPE 国際会議ならびに国内会議に発表された論文とする。論文は独創的かつ斬

新なもので共著でもよい。

- 附則 1 本規定に定めのない事項は役員・理事会で決定する。
2 本規定は平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

製品・技術賞規定

- 1 本賞は、先端材料技術協会の賞として、新材料もしくは新しいプロセスによる新製品又は新技術に対し授与されるものである。
- 2 本賞は賞状ならびに賞牌とする。
- 3 受賞の件数は、特に定めない。
- 4 受賞者の表彰は、本協会の総会又は SAMPE 国際会議において行う。
- 5 受賞の選考は下記による。
 - (1) 推薦書の内容は表彰委員会で精査する。
 - (2) 選考の経過とその結果は、選考報告書として会長に答申される。
 - (3) 会長は候補者について、その選考報告に基づき役員・理事会に諮り受賞の可否を決定する。
 - (4) 受賞の対象となる製品・技術は、原則として本協会主催の講演会または展示会において発表、出展されたもののうち、新材料もしくは新プロセスによる新製品又は新技術で、独創的、技術的および商品的に優れたものとする。

- 附則 1 本規定に定めのない事項は役員・理事会で決定する。
2 本規定は平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

功績賞規定

- 1 本賞は、先端材料技術協会の賞として、本協会発展のために特に顕著な功績を認められたものに対し授与されるものである。
- 2 本賞は賞状ならびに賞牌とする。
- 3 受賞の件数は、原則として毎年1件とする。ただし役員・理事会が認めた場合はその限りではない。
- 4 受賞者の表彰は、本協会の総会又は SAMPE 国際会議において行う。
- 5 受賞の選考は下記による。
 - (1) 推薦書の内容は表彰委員会で精査する。
 - (2) 選考の経過とその結果は、選考報告書として会長に答申される。
 - (3) 会長は候補者について、その選考報告に基づき役員・理事会に諮り受賞の可否を決定する。
 - (4) 本協会の役員、理事、および常任委員会委員ならびにこれらに関連する者で、本協会の運営、発展に大きく寄与した者を受賞対象とする。

附則 1 本規定に定めのない事項は役員・理事会で決定する。

2 本規定は平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

奨学賞規定

- 1 本賞は、先端材料技術協会の賞として、大学院学生の先端材料に関する研究発表の中で、特に優れたものに授与されるものである。
- 2 本賞は賞状ならびに賞牌とする。
- 3 受賞の件数は、特に定めない。
- 4 受賞者の表彰は、本協会の総会又は SAMPE 国際会議において行う。
- 5 受賞の選考は下記による。
 - (1) 推薦書の内容は表彰委員会で精査する。
 - (2) 選考の経過とその結果は、選考報告書として会長に答申される。
 - (3) 会長は候補者について、その選考報告に基づき役員・理事会に諮り受賞の可否を決定する。
 - (4) 受賞の対象となる研究は、原則として SAMPE 関連の研究会において発表されたものとする。

附則 1 本規定に定めのない事項は役員・理事会で決定する。

2 本規定は平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

表彰規定 功績賞内規細則

1. 功績賞：協会発展のために顕著な功績を認められたもの。

2. 内規細則：

(1) 協会の各種役職に対し配点をし、その累計により、ある基準に達した者を表彰することが出来る。

(2) 同様の役職に同時についた場合は、配点の高い方を取る。

(3) 配点

1) <u>役員</u>	<u>配点</u>			
会長	6			
副会長	4			
国際代表	4			
財務担当	4			
総務担当	4			
2) 常任委員会		<u>委員長</u>	<u>委員</u>	
例会委員会	3	2		
コンジット委員会	3	2		
会員・広報委員会	3	2		
その他委員会	2	1		
3) 理事			1	
4) 学生支部の指導教官			1	
5) 国際会議		<u>委員長</u>	<u>副委員長</u>	<u>委員</u>
組織委員会	4	2	—	
実行委員会	4	2	—	
シンポジウム委員会	4	2	1	
展示委員会	4	2	1	
広報委員会	3		1	

学生委員会内規 その1

本内規は、学生委員会運営規定第3条任務における、米国国際学生シンポジウムへの派遣学生および、国内奨学賞候補者の選考に関するものである。

1. 委員長は、米国本部から国際学生シンポジウムへの招待者、または国内奨学賞の推薦依頼を受けた場合、直ちに会長、学生委員会委員ならびに学生支部支部長に連絡する。
2. 支部長または指導教員は、学生会員の中から候補者を選び、推薦理由書と履歴書を委員長に提出する。
3. 委員長は、委員と協議し候補者を決定し、会長に報告し承認を得る。

学生委員会内規 その2

本内規は、学生委員会運営規定第3条任務における、学生支部の設置、運営に関するものである。

1. 常時10名以上の学生会員を有する大学に、学生支部（Student Chapter）を置く事ができる。
2. 1. に準じ、常時10名以上の学生会員を有する大学クラスターまたは地域に、学生支部を置く事ができる。
3. 各支部長は、当該大学または構成大学の指導教員があたる。
4. 支部資格があると判断された場合には、指導教員は支部設立企画書を提出する。
5. 委員長は委員会を召集し、可否を決定する。可とされた場合には、役員・理事会の承認を得た後、米国本部に申請し、最終的認可を得なければならない。
6. 支部の名称は、先端材料技術協会_____大学学生支部、または、同____地区学生支部とするが、運営上、役員・理事会の承認を得て、先端材料技術協会_____大学支部、または同_____地区大学支部とする事が出来る。
7. 学生支部は、セミナー、シンポジウム、工場見学などの、目的に沿った諸活動を行う事が出来る。
8. 予算的には、暫定的処置として、各支部独立採算方式で進めるものとする。